

高2 東大日本史～社会・経済史重要テーマ～



問題の解答解説

問題

【1】

解答例

8世紀初め、律令国家は錢貨を全国に普及させるため、穀・布と錢との交換比率を定め、官人への給与を錢にし、蓄錢叙位令で国家への回収ルートを確認した。また、役夫や運脚を通じて錢貨の地方普及もはかった。その結果、錢貨は京中での交易や調などの納入に利用されたが、富裕層らが貯蓄したため流通が滞った。そこで8世紀末に政策を転換し、畿内以外の諸国には錢貨を中央へ還流させた。

(180字)

解説

【着眼点】

8世紀の錢貨流通に関する設問である。(1)～(4)がそれぞれ何を表しているのかまとめると、律令国家が錢貨使用を促進しようとしていたことが読み取れよう。それが8世紀末の(5)の法令では、それまでの政策が転換されている。「錢貨についての政策の変遷」を(1)～(4)をもとに整理し、それらの政策の結果どうなったかを考えた上で、(5)の法令が出されるようになった理由を考えていこう。

【知識の整理】

●錢貨発行の意味

日本最古の貨幣とされるのが、富本錢である。富本錢に対する評価についてはまだ一定していないが、古代律令国家成立期である天武天皇の時に発行されていることと合わせて考えると、中国と同様に、国家が錢貨の発行権を握り、その権威を背景に流通させようとしていたものと思われる。しかし実際どこまで流通していたのかはよくわからない。日本の古代国家が本格的に鑄造し、流通させようとした最初の貨幣は今のところ和同開珎としておくのが適当であろう。それは平城京造営が本格化した708（和銅元）年のことである。この背景には、唐の錢貨制度に倣って日本にも錢貨制度を導入しようとしたことがある。そしてさらに、錢貨発行による収入確保という目的があった。律令国家の財政支出は、租税収入を考慮していなかったため、一方的に拡大していった。そこで律令国家は錢貨発行による収入を得ようとした。律令国家は錢貨に高い法定価値を与え、強制的に使用させたのである。銅錢のもととなる銅は708（和銅元）年に武蔵国から献上された銅が用いられた。このため年号も「和銅」と改元された。

銅錢発行により国家は財政的利益を得ることができた。平城京造営という国家的事業に直面し、租税収入のみでは負担できなかったため、造営費用に錢貨発行収入を充てることで、律令国家はこの大事業を乗り切ろうとしたのである。但し、これを実行するには、国家発行の錢貨に対する信用が存在し、また国家による鑄造発行の独占が成立している必要があったため、国家はこの条件を確保するために尽力した。

●錢貨の流通

もう1点、錢貨が持っていた経済的意味として、財政運用の潤滑油としての役割がある。提示文でも示されている通り、律令国家は錢貨を支払い手段として用いることとした。律令中央財政は、実物を基本に運営されていた。中央官司と官人は、中央に集められた実物の配分を受け、それによって機能し生活することを原則とした。しかし、配分された実物のみでは不十分である。配分された実物を、実際に必要とする物資に変換する必要がある。そのための交換手段として用いられたのが錢貨である。錢貨による支払いを円滑に行い得るためには、支払いを受けた人々が、その錢貨を次に用い得る条件を作り出してやるが必要であった。このため、律令国家は、強力な錢貨流通政策を展開した。

それでは以下、提示文に則って説明を加えてみよう。

(1)の711(和銅4)年5月に出された施策では、穀6升=錢1文の公定価格を定めている。この後、律令国家は和同開珎の流通政策を次々と出していくことから考えて、前もって和同開珎の公定価格を広く天下に示しておく必要があったと言えよう。翌年12月には、諸国から調庸を錢で納める場合は、布1常(1丈3尺)=錢5文とすると定めている。この施策も、調庸といった税を錢によって換算するレートを定めたものであり、錢の全国的普及をめざしたものといえる。

(2)は711(和銅4)年10月に出された施策で、位階や職務に応じて絹織物・糸とともに錢を支給するもので、これによって官人たちの給与の中に錢が組み込まれた。官人たちに錢を支給するのは、律令国家が人件費において錢貨発行収入を得ることをめざすのとともに、錢を使用して錢貨流通を促進することをねらったものと考えられる。

これと併せて、蓄錢叙位令が發布された。この法も錢貨流通促進をはかるためのものである。支払い手段としての錢貨が確立した後、その錢貨の使い道がなくては、錢貨を持っている意味もないし、流通もしなくなってしまう。そのため、蓄錢叙位令は錢貨流通の最後の受け皿を律令国家が保証したものを見ることができる。支払いによって律令国家から放出された錢貨は、資材を提供する有力者のみならず、雇用労働力として集められた一般民衆の手にもわたる。位階をほしがる有力者たちは、錢貨を集めようとし、一般民衆に渡った錢貨は有力者のもとに集中し、それをさらに律令国家が回収するという貨幣流通のシステムが、これによって成立することになるのである。

(3)は712(和銅5)年3月に出された施策で、諸国の役夫や調庸運脚夫が帰国する時の食糧として、錢貨と郡稻の交易をさせ、さらには旅行者一般について錢貨の携帯を命じている。この施策は、錢貨がまだまだ地方に流通していなかったため、旅行者に錢貨を携帯させ、その錢貨で食糧を入手し得る体制を作り、錢貨流通の促進をはかったと考えられる。

730(天平2)年には周防国内で有望な銅鉱が相次いで発見されて、採掘・精錬の体制が整えられ、長門の鑄錢司に送られることになった。その結果和同開珎の鑄造量は増大した。

(4)は東大寺造営なので、740年代以降のことを表しているとわかる。この頃には、錢を用いて京内の市で物品を購入できるようになっており、また調が錢で納められていることからわかる通り、錢が畿内およびその周辺にまで流通していた。

(5)はこれまでの錢貨流通政策とは逆に、畿外における錢貨の蓄積を禁止し、錢貨の国家への納入を命じたものである。これは「蓄錢叙位令」により錢を蓄えたまま使用せず、貯蓄する

者が増えたためである。この「格」には続きがあり、伊賀・近江・若狭・丹波・紀伊の5カ国は禁止の対象から除外されている。この5カ国では、銭貨の貯蓄も行われていたであろうが、実際に「使用」されていたために除外されたと考えられる。

【解答のポイント】

● 8世紀初め

銭貨普及政策：銭貨と物品の交換比率を定める。調庸を銭で納めることを許可
官人への給与を銭貨で支給
蓄銭叙位令。「諸国」の役夫・運脚に銭貨携行を命令

● 8世紀半ば

銭貨の普及：京内では銭貨で物品を購入。雇役の報酬として銭貨使用
畿内およびその周辺では調を銭納

● 8世紀末

銭貨蓄積の禁止←京・畿内で使用する銭不足。銭貨を強制的に中央へ還流

【2】

解答

1. 16 2. 11 3. 21 4. 24 5. 54 6. 30 7. 45 8. 20
9. 03 10. 35 11. 15 12. 31

解説

1. 織田信長は、美濃の斎藤竜興^{たつおき}を攻撃し、その居城であった稲葉山の井ノ口城を陥落させると、その地を「岐阜」と名づけ、居城を小牧山から移すとともに、山下の加納の町に楽市を施行した。信長の楽市令という安土城下に発令したものが著名であるが、その最初は加納に発したものである。
2. 撰銭は、国内で統一銭貨が発行されていないため輸入銭など多様な銭貨が流通していることを背景に、価値があると目される貨幣を選び、価値が低いと思われる貨幣を忌避する行為である。撰銭令は、それを禁止するものでも助長するものでもなく、それに秩序を与えることで商品流通の円滑化をはかるものであることが、この問題文でも理解されよう。
3. 貫高制は、その土地から上がる年貢を銭に換算する。石高制は、その土地から上がる生産物を米に換算する。違いを押さえておこう。
4. 武家政権は直轄地を必要とするので、それぞれの武家政権の直轄地の一般的名称を覚えておくこと。鎌倉幕府は関東御領と関東御分国、室町幕府は御料所、豊臣政権は蔵入地、江戸幕府は天領である。
5. 豊臣秀吉が鑄造させた貨幣としては天正大判が著名で、問題文の天正通宝・文禄通宝は難問である。天正通宝・文禄通宝はともに円形方孔の銭貨の形態をした金銀銭である。天正通宝は金銭・銀銭ともに現存するが、文禄通宝は銀銭のみ現存し金銭は発見されていない。
6. 金座は大判座と小判座から成るが、やがて小判座が金座と称されるようになった。大判座を管轄したのは後藤四郎兵衛家で、小判座すなわち金座を管轄したのは後藤庄三郎家である。

庄三郎の名は、初代庄三郎光次から 11 代光包までの世襲名である。

7. 南鐐二朱銀は最初の金貨表示の銀貨である。秤量貨幣である銀貨を計数化するためには、とくに金貨表示をする必要はなく、この貨幣の鑄造は金貨による貨幣の一元化をねらったものといえよう。ちなみに銀貨の計数貨幣化の最初は、1765（明和 2）年に鑄造された明和五匁銀である。
8. 寛永通宝は江戸時代の代表的錢貨で、1636（寛永 13）年から幕府が鑄造を開始させた。この寛永通宝の鑄造と、その他の錢貨の流通の禁止によって、中世以来の撰錢行為はなくなった。
9. 1 両 = 4 分、1 分 = 4 朱の 4 進法である。
10. 十人両替には問題文に出てくる鴻池の喜右衛門の他に天王寺屋五兵衛など 10 名が選ばれたので十人両替の名がつくが、その後は必ずしも 10 人いたわけではない。
11. 蔵物の管理と販売を行うのが蔵元、販売代金の保管、送金を行うのが掛屋である。区別をつけておこう。
12. 米切手は問題文のように転売・流通したので、後には現物の裏づけのない空米切手まで発行されるようになった。現物との交換を請求された時に応じることさえできれば、それはそれで意味があったのである。

【3】

解答

- 1 朱 2 十人 3 享保 4 太政官札 5 新貨条例 6 厘
7 国立銀行 8 4 9 松方正義 10 兌換銀行券 11 貨幣法 12 750
13 井上準之助 14 旧平価 15 高橋是清

解説

- 1 問題文では単に「貨幣単位」としか記していないが、もちろんここでは「金貨の貨幣単位」を表すことは明らかだろう。
江戸幕府は通貨の鑄造権を独占し、金銀錢のいわゆる三貨を造った。ところが貨幣間の統一はなされず、金貨は計数貨幣として問題文中に記されているように両・分・朱の貨幣単位を持ち、1 両 = 4 分、1 分 = 4 朱すなわち 1 両 = 16 朱と単位間の関係も定められたが、銀貨は、そのつど重さを計測する秤量貨幣で、貨幣単位は重さの単位に等しい貫匁が用いられ 1 貫 = 1000 匁であった。ちなみに錢は計数貨幣で単位は文、1000 文 = 1 貫と数えた。
- 2 貨幣間の交換比率で幕府にとって最も重要なのは、もちろん大判と小判の交換比率ではなく、金貨と銀貨の交換比率である。というのは、金貨と銀貨は全国で均一に用いられていたわけではなく、「江戸の金遣い上方の銀遣い」と称されるように、江戸を中心とする経済圏では金貨が価値の基準であり、大坂を中心とする経済圏では銀貨が価値の尺度であったからである。しかも、江戸は必要な物資の多くを大坂からの移入に依存していたため、その支払いのために金貨を銀貨に交換する必要があった。金貨と銀貨は両替商によってその時々相場場で交換されている。幕府が両替商の統制を行うべく置いたのが大坂の十人両替である。
- 3 この問題は、本問で最も厄介である。それは貨幣の改鑄といえば教科書では小判の改鑄を例とするからである。慶長小判→元禄小判→宝永小判→正徳小判→享保小判→元文小判→文

政小判→天保小判→安政小判→万延小判という小判の改鑄の流れについては入試でもしばしば出題されてきた。しかし大判の改鑄といわれると困る。実は大判の改鑄は小判ほど頻繁には行われていない。慶長大判→元禄大判→享保大判→天保大判→万延大判となる。したがって、解答は享保大判となる。なお、慶長大判は44匁1分のうち金を34匁6分（約68%）含んでいたが、元禄大判は同じ44匁1分で金は26匁6分（約52%）しか含まれていなかった。確かに質は悪化しているがその比率は問題文のように「半分強」とまではいえないであろう。

- 4 発足したばかりの明治政府は財政難であり、越前藩士出身の由利公正^{ゆり きみまさ}の提案で太政官札を発行した。問題文にあるように多数の紙幣が発行されたことは決して通貨価値の安定にはつながらなかった。ちなみに太政官札と民部省札は両・分・朱という江戸時代の金貨の貨幣単位で発行されたが、大蔵省兌換証券以下は、新貨条例以降であるから円銭の単位で出されている。

兌換という言葉は、例えば1円紙幣を1円金貨と無条件で交換することを約束するということである。重要な概念なので覚えておこう。つまり兌換証券とは、その額面に相当する金貨に含まれる金との交換証であるといえる。

- 5・6 新貨条例は江戸時代の複雑な通貨単位を廃して円・銭・厘の単一の通貨単位の制度を樹立しようとしたものである。円・銭・厘の単位には十進法が用いられた。但し、1円=100銭、1銭=10厘であることに注意。

新貨条例は金本位制をめざし、1円金貨を本位貨幣とした。1円の価値は1円金貨に含まれる1.5gの金の価値が裏付けけるという意味である。円の単位の貨幣は金貨であったが、5銭までの貨幣は銀貨であり、2銭以下の単位の貨幣は銅貨である。5銭銀貨は20枚で1円金貨と無条件で交換されるから、結局5銭の価値は1.5gの金の20分の1の価値と金によって裏付けられるのである。

- 7・8 国立銀行条例は安定した紙幣価値を持つ兌換紙幣を発行すべくアメリカのナショナル・バンク制度を手本に出されたものである。ナショナルを「国立」、バンクを「銀行」と訳したため現代人の我々には誤解を生むが、紙幣発行権を持つ私立銀行である。政府の指導にもかかわらず第一国立銀行以下の4行しか設立されなかったし、発行された兌換銀行券は兌換されてしまうことが多く、安定した紙幣の流通は成功しなかった。

- 9・10 不換紙幣の増加による紙幣価値の低下＝インフレーションを克服したのが松方正義である。松方は安定した価値を持つ兌換紙幣を発行するには、まず紙幣価値を安定させなければならなかったと考えた。現代人の我々にはわかりにくいことだが、当時は1円紙幣と1円金貨は無条件には交換されなかった。我々は店で1000円ですといわれて、その支払いを1000円紙幣1枚でしようが、500円硬貨2枚でしようがそこに差異を感じない。それは現代においては紙幣も硬貨も1000円なり500円なりの貨幣価値を付与されているからである。1000円紙幣の紙には1000円の価値がないのと同様に、500円硬貨の金属に500円の価値はない。いわば価値がないことでこのシステムは成り立っている。今仮に500円硬貨の金属に500円以上の価値が生じたとしよう。人々は500円硬貨2枚を1000円紙幣1枚とそれまでのように無条件では交換しないようになるだろう。松方は紙幣の価値を硬貨の価値に近づけるために紙幣整理を行った。緊縮財政と酒税・煙草税の増税、官営事業払下げなどによって生じた

歳入と歳出の差で紙幣を減らしていったのである。この過程を松方財政という。紙幣と硬貨の交換比率の推移をながめつつ唯一の紙幣発行権を持つ日本銀行を設立し、紙幣と硬貨の交換比率が1：1に近づいたところで兌換銀行券条例を発して安定した兌換紙幣の制度に切り替えることに成功したのである。但し、兌換制度を実施するには兌換請求に備えて一定量の正貨を政府が保有していなければならないが、当時の紙幣発行量に見合った金を保有していなかったので1円銀貨を鑄造して兌換に応じる銀本位制をこの時は採ることになった。10の兌換銀行券は、通常であれば兌換紙幣と同義であるが、ここでは条例名であるので兌換紙幣としては誤りになる。その分やや難しい。

11・12 日清戦争後の国際経済では金高銀安の傾向が生じた。銀本位制を採っていた日本は、銀本位国との条件は変わらないが、金本位国との間では円安となり輸入に不利を生じることになった。日本は金本位国である欧米諸国の経済圏から機械・原料などを輸入しており、そこでの不利は耐え難いものであった。このため貨幣法を発して金本位制へと移行したのである。もちろん、今度は中国・朝鮮といった銀本位国に対しては円高となり輸出に不利を生じるが、その不利は克服できるものと考えたのである。さて新貨条例では1円は1.5 gの金に等しいとしたのであるが、この当時の1円はそれを維持するのは不可能であった。そのため半分の0.75 gの金に等しいものと貨幣法は定めた。

13・14 金本位制は国内で金の価値と結びついて安定的な通貨価値を実現するが、実は国際的にも安定した通貨間の交換を生み出す。例えばアメリカは1ドルを約1.5 gの金の価値に等しいと定めているために、1円 = 0.75 gの金の価値と定めている日本とは金を媒介にして1ドルがほぼ2円との固定レートが成立する。しかしそのためには、国内的に金貨との兌換が条件だったように、国際的にも金の自由な移動が条件となる。浜口雄幸内閣の時、井上準之助蔵相によって行われた金解禁とは金の国際的な移動を自由化することで外国為替の交換レートを固定レートに復帰させ、そのことによって貿易の円滑化をはかろうとしたものである。

しかしそれには問題があった。固定レートの水準をいかに設定するかである。第一次世界大戦で金本位制を停止してからの円の外国通貨との交換レートは今日と同じ変動相場である。しかも、その間日本経済は不況の連続であったから、円の価値は長期低落傾向にあった。金解禁時の円の実勢に合わせて貨幣法を改めて、新たに1円がどれだけの金の価値に相当するか定めるという選択肢もあった（これを新平価解禁という）。しかし、浜口と井上はもとの貨幣法の水準での固定レートの再開を選んだ（これを旧平価解禁という）。円の信用の維持、なるべく速やかな実施などを考慮した選択だった。当然円高が生じ、輸出産業には打撃となるので、これを吸収するために緊縮財政や産業合理化政策が採られた。ところが世界恐慌の勃発により金解禁は恐慌を国内に呼び込み、井上の採った政策はむしろそれを悪化させる方向に働き、昭和恐慌と呼ばれる最悪の事態を招いてしまった。

15 犬養毅内閣の高橋是清蔵相は金輸出を再禁止し金本位制から離脱するとともに、管理通貨制度を実施して、井上の通貨圧縮政策から通貨膨張政策に転じて恐慌からの脱出をはかったのである。

【4】

解答

問1 (1) 2 (2) 1883年：1 1894年：5 1897年：6

(3) c：3 e：6 (4) 3

問2 (1) 4 (2) 2 (3) 2番目：4 5番目：2 (4) 4

問3 (1) 1 (2) 4 (3) (b)：5 (g)：3 (h)：9

(4) (c)：1 (d)：3 (e)：3 (f)：3 (5) 2 (6) 5→6→4→1

(7) 2

解説

問1

(1) 明治10年代初頭の急激なインフレに対し、松方正義は、紙幣価値の下落は信用制度の不備にあるとして兌換紙幣の発行をめざした。緊縮財政によって、紙幣と正貨のバランスがとれるまで紙幣整理を行い、それと並行して、1882（明治15）年に日本銀行を設立、翌年には国立銀行の整理を開始し、1885（明治18）年に銀兌換紙幣を発行した。こうした政策はデフレを招き、さらに1882（明治15）年に欧米で生じた恐慌の影響が加わり、かつ日清戦争を目的とする軍備の増強が増税となって、国民の生活を圧迫した。

さて、選択肢のうち3・4は問題ないと思う。1の工場払い下げ概則の廃止が迷うところ。払い下げは歳入の増加であるのに、工場払い下げ概則は1884（明治17）年に廃止されている。廃止は条件を緩和するためで、事実、払い下げは同年の古河市兵衛に対する院内銀山の事例以降に本格化するのである。もっとも、2の国立銀行条例の制定が1872（明治5）年であるのは明らかであるので迷うべきではないのかもしれない。

(2) グラフのaが国内生産量、bが輸入量、cが輸出量を示すことは推定できるであろう。したがってグラフから、国内生産量が輸入量を越したのは1890（明治23）年、輸出量が輸入量を上回ったのは1897（明治30）年のことであると読み取れる。輸出の増大には海外市場での価格が大きな要因を占めるので、綿花輸入税と綿糸輸出税の撤廃は不可欠だった。両者は同時に議会上程されたが、綿花輸入税の撤廃は国内綿花農家の抵抗で遅れ、綿糸輸出税は1894（明治27）年、綿花輸入税は1896（明治29）年に撤廃された。イのグラフのcに94年と96年に2つの山が見られるのはそれを示している。1883（明治16）年については、その年に大阪紡績会社が開業したことは覚えておくべきだろう。ちなみに新町紡績所は1887（明治20）年に三井に払い下げられている。

(3) 輸出の表の第1位を占めるaが生糸であること、1900（明治33）年から輸入の表の第1位を占めているdが紡績業の発展を背景とする綿花であることは推定できるだろう。bは1920（大正9）年に綿織物が出現するとそれまでの第2位から第4位に転落することに着目しよう。大戦景気でアジアに市場を見出した綿業は、より付加価値の高い綿織物に綿糸からシフトした。bは綿糸ということになる。

cは、当時の日本が依然として軽工業中心であったことを考えれば、絹織物という解答に行き着く。絹織物業は、安定的な原料供給と、白地の羽二重中心という製品の単一化がもたらした力織機の普及とで、輸出産業として成長した。eは鉄類か鉄鉱石かで迷う。1900（明治33）年に第3位であることに注目しよう。八幡製鉄所の操業開始が1901（明治34）年の

ことだから、鉄鉱石では早すぎると結論できる。

- (4) 戦前期の日本の輸出の中心は生糸だったことを考えると、aは繭である。国内における綿花の生産の減少は、綿織物業の使用する糸が、国内産綿花の糸から機械紡績の糸に置き換えられてゆくことにより生じた。機械紡績の原料綿花が外国産綿花だったからである。したがって綿がcである。

問2

- (1) いずれも戦前期の労働者の状況を今日に伝えるものであるが、明治期に書かれたものは、解答の横山源之助による『日本之下層社会』（1899）と、工場法の準備のための農商務省の調査報告の『職工事情』（1903）である。細井和喜蔵の『女工哀史』は1925（大正14）年で大正末期のものであることに注意しよう。『あゝ野麦峠』は山本茂実が戦前期の製糸女工を描いた作品だが1968（昭和43）年の作品である。

- (2) 工場法は、第2次桂太郎内閣の1911（明治44）年に公布された、わが国最初の労働者保護のための法律であり、1947（昭和22）年に労働基準法が制定されて廃止された。12歳未満の就労禁止、12時間労働制、女性・年少者の深夜業の禁止が主な内容である。農商務省は、それ以前から数回工場法の制定に動いていたが、その都度業界の圧力により廃案に追いこまれた。1911（明治44）年によりやく制定公布されたが、適用対象を15人以上の工場とする、施行を5年後の1916（大正5）年とするなどの業界との妥協がはかられ、とりわけ紡績業界の反対が強かった女性・年少者の深夜業の禁止については、施行後15年間の適用猶予が行われた。深夜業禁止が全面实施されたのは1929（昭和4）年のことだった。

- (3) 3・4・6は明治期、1・2・5は大正期のことである。明治期の労働運動は高野房太郎が1897（明治30）年に職工義友会を組織し、同年発展して労働組合期成会が組織されたことに始まる。労働運動が1900（明治33）年の治安警察法の制定によって低調になると、代わって社会主義の運動が高揚してくる。1901（明治34）年に結成された社会民主党は、治安警察法によって結成の2日後に禁止されたが、日露戦争後の1906（明治39）年に第1次西園寺公望内閣が成立すると、改めて日本社会党が結成された。しかし、日本社会党の中で幸徳秋水らの直接行動派が多数を占めると、政府は日本社会党の結社禁止に踏み切り、第2次桂太郎内閣の1910（明治43）年には、大逆事件で幸徳秋水らを処刑してしまった。

大正期の労働運動は、1912（大正元）年8月1日に、鈴木文治らが友愛会を組織したことに始まる。友愛会は、原敬内閣が成立するという社会的高揚の中で、1919（大正8）年に大日本労働総同盟友愛会に発展し、翌1920（大正9）年5月2日、上野公園で1万人の参加により第1回メーデーが開催された。この年には、日本社会主義同盟や新婦人協会なども結成され、社会運動の高揚が見られた。そうした時代背景の中で全国水平社も1922（大正11）年に結成された。よって、選択肢を年代順に並べると、6（1897）→4（1900）→3（1910）→5（1912）→2（1920）→1（1922）となる。

- (4) 治安維持法は、1925（大正14）年の普通選挙法公布により社会主義運動が高揚するのを警戒して、第1次加藤高明内閣によって普通選挙法公布直前に制定された。田中義一内閣は、1928（昭和3）年に行われた初めての普通選挙で、無産政党が8名の当選者を出すと、三・一五事件で社会主義者を弾圧するとともに、緊急勅令で治安維持法を改定し、最高刑を死刑とした。また第2次近衛文麿内閣は、1936（昭和11）年に設けられた思想犯保護観察

制度を強化するため、1941（昭和16）年に治安維持法を改定し、予防拘禁制を設けた。

問3

- (1) 明治10年代には自由民権運動が軍隊内にも波及した。参謀本部長であった山県有朋がそれを阻止するため、西周に命じて起草させ、井上毅らの修正を経て成立したのが軍人勅諭である。
- (2) 中国における国民党の北伐の侵攻は、関東軍に、弱体化した軍閥を見限らせ、満州を直接支配下に置こうという行動に向かわせた。1928（昭和3）年の満州某重大事件（張作霖爆殺事件）である。しかし、張作霖の死後半年、その息子の張学良は東三省に青天白日旗（国民政府旗）を掲げ、ここに中国の統一が完成してしまった。張学良が満鉄並行線の建設など、反日的な政策を実施するのに対し、1931（昭和6）年に関東軍は柳条湖で満鉄線を爆破し、それを中国軍の行為として軍事行動を開始し、時の第2次若槻礼次郎内閣の不拡大方針を無視して戦線を拡大した。
- (3) (b)は第1次若槻礼次郎内閣の後だから田中義一、(g)は五・一五事件の後だから斎藤実である。(h)の「人事・政策に関する軍部の要求を入れて成立」した内閣は難しい。「中国の華北地域を勢力下におく」「戦時に対応する統制」などもヒントにし、広田弘毅内閣を導き出したい。広田弘毅内閣成立にあたって陸軍は組閣に干渉し、この結果、例えば、吉田茂の外相就任は消えて広田が外相を兼任するということになった。また、陸軍は積極的に政策提言を行い、軍部大臣現役武官制の復活、日独防共協定の締結が実現した。
- (4) (3) で(b)が田中義一内閣とわかれば、(c)・(d)・(e)・(f)は、田中義一内閣で行われたことを選べばよい。
- (5) 政府の共産党への弾圧により、1935（昭和10）年頃までには共産党の組織は壊滅してしまう。その過程の中で、斎藤実内閣の1933（昭和8）年に相次いで起きたのが、共産党幹部の獄中転向声明である。社会大衆党は、1932（昭和9）年に無産政党の全国労農大衆党と社会民衆党とが合同してできた政党である。転向以前の事柄であり、転向をきっかけに結成されたわけではない。
- (6) 張鼓峰事件（1938）は東部ソ満国境、ノモンハン事件（1939）は満蒙国境、柳条湖事件（1931）は奉天郊外、盧溝橋事件（1937）は北京郊外である。重要な事件が起こった場所については、必ず地図上で確認をしておくようにしよう。
- (7) 重要産業統制法は、1931（昭和6）年、浜口雄幸内閣の時に、金解禁により一時的に経済環境が厳しくなるのに耐えられる競争力をつけるべく制定されたもの。その後のカルテル化の出发点となった。

【5】

解答

問1 1・3

問2 I 金輸出を再禁止し、円為替相場下落を利用して輸出を増大させた。(31字)

II 赤字国債を発行し、軍事費へ傾斜配分する積極財政政策の結果、重化学工業が発展した。(40字)

解説

問1

1920年代の恐慌以降、インフレの傾向が続き、工業の国際競争力は弱まっていた。さらに、1917(大正6)年以来の金輸出の禁止が加わり、外国為替相場は下落し、国際収支が悪化していた。そこで財界からは、金の輸出を解禁し、金本位制への復帰を望む声が高まった。こうした中、浜口雄幸内閣は井上準之助を蔵相に任命し、財政を緊縮して産業合理化を進め、物価の引下げをはかった。そして、1930(昭和5)年には金の輸出を解禁した。しかし、この解禁は旧平価で行われたため、実質的な円の切上げとなって不況を招くこととなった。

問2

I 犬養毅内閣で蔵相となった高橋是清は、積極財政政策を行い、景気の回復をめざした。

1931(昭和6)年には金輸出を再禁止し、金本位制を停止した。その結果、円の為替相場は大幅に下落し、諸企業は円安を利用して輸出の増大をはかった。なお、こうした日本の輸出急増は、列国からソーシャル＝ダンピングとして非難され、英・米との対立を生んだ。

II 高橋是清は、赤字国債を発行して軍需インフレ政策を進めたため、産業界は活気を取り戻した。とくに重化学工業は飛躍的な発展を遂げ、日産コンツェルンなどの新興財閥が重化学工業を基盤に満州や朝鮮に進出し、急成長した。

【6】

解答

問1 (1) (a) 7 (b) 2 (c) 4 (あ) 4

(2) ア 5 イ 4 ウ 5 エ 7 オ 6

問2 (1) 1947年のトルーマン＝ドクトリン以来、ヨーロッパでは、アメリカ中心の資本主義陣営とソ連中心の社会主義陣営との冷戦が進行し、アジアでも朝鮮半島が大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国に分断され、中国では国共内戦の結果、中華人民共和国が建国されて社会主義国家の勢力が強まった。アメリカは対日占領政策を、日本の非軍事化から反共の防壁化へと改めて、経済安定九原則を提示し、ドッジ＝ラインで日本経済の自立をはかった。(199字)

(2) 1950年に朝鮮戦争が勃発すると、アメリカは対日講和を急ぎ、翌年のサンフランシスコ平和条約で日本の主権を回復させるとともに、日米安全保障条約を結んで、日本を西側陣営の一員として独立させた。独立後の日本はアメリカへの軍事的従属を強め、1954年にはアメリカとのM S A協定により、経済援助の見返りに自衛隊を発足させて軍事力を強化した。(161字)

(3) 日本経済は、1960年代にオリンピック景気・いざなぎ景気で高度経済成長が持続して大幅な貿易黒字となり、GATT11 条国移行、IMF 8 条国移行、OECD 加盟で開放経済体制に移行した。一方アメリカは、1960 年代後半からベトナム戦争の軍事費で貿易収支が悪化し、金準備高も低下した。1971 年にアメリカが金とドルの交換を停止するとブレトン＝ウッズ体制は崩壊し、主要国は変動為替相場制に移行した。(187 字)

解説

問1 (1) 戦後の内閣総理大臣とその業績について確認する問題である。リード文中の説明をヒントに、該当する人名を判断しよう。

- (a) 「自民党の初代総裁」「防衛力増強と憲法改正をめざした」という部分から、鳩山一郎だと判断する。1955(昭和30)年に誕生した自由民主党は第3次鳩山一郎内閣を成立させた。鳩山は、憲法の改正を唱えて憲法調査会法を成立させ、また、防衛力増強を進めるために国防会議を発足させた。
- (b)・(あ) 「小日本主義」から、石橋湛山を導き出したい。「東洋経済新報」の記者であった石橋は、戦前、自由主義・個人主義・産業主義を唱え、朝鮮・満州などの植民地の放棄を主張する小日本主義を提唱した。戦後は、第3次鳩山一郎内閣の退陣を受けて自民党の新総裁となり、1956(昭和31)年に組閣した。
- (c) リード文中のヒントが少ないため、わかりづらいかもしれない。石橋が病に倒れた後の1957(昭和32)年、岸信介内閣が成立した。岸は、戦前東条英機内閣で閣僚を務めたことから、戦後、A級戦犯容疑者として逮捕された。

(2) アの沖縄返還協定(1971)とウの日韓基本条約(1965)は佐藤栄作内閣、イの日米相互協力及び安全保障条約(1960)は岸内閣、エの日ソ共同宣言(1956)は鳩山内閣、オの日中共同声明(1972)は田中角栄内閣である。政策・施策についてはノーヒントで問われることもあるので、年代・実施時期を合わせて押さえておくのが肝要である。

問2 戦後の日本の政治・経済・外交について説明する論述問題である。字数が指定されていない論述問題の場合、短すぎでは必要な要素を欠いてしまうし、長すぎでは解答用紙に収まりきらなくなるので注意が必要である。今回の問題の場合は、おおよその目安として、150～200字程度でまとめるようにしたい。

- (1) 書くべき内容は、「1947年から1949年までの」「国際情勢の変化と占領政策の転換」である。国際情勢の変化としては冷戦が思いつくだろうが、冷戦が何をきっかけに始まったのかを、1947(昭和22)年という年代から考えること。次に、占領政策の転換については、日本の経済的復興が挙げられるだろう。経済的復興のために採られた政策を具体的に示すこと。また、そのような政策の転換がはかられた背景についても、1949(昭和24)年という年代をヒントに導き出したい。

【解答のポイント】

- 1947年、トルーマン米大統領による反共演説(トルーマン＝ドクトリン)
 - ⇒ヨーロッパにおける資本主義陣営(アメリカ中心)と社会主義陣営(ソ連中心)の対立
 - ⇒冷戦

●アジアの情勢

朝鮮半島：大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国に分断（1948）

中国：中華人民共和国の成立（1949）→共産党の優位

⇒アジアにおける社会主義勢力が強まる →日本が米ソ対立の鍵となる

●対日占領政策の転換：日本の非軍事化から反共の防壁化へと改める

→経済安定九原則を提示し、ドッジ=ラインで日本経済の自立をはかる

（2）「日本の主権回復前後の事情」を、「1950年から1954年までの期間」について説明する、という問題である。まずは、設問文の「日本の主権回復は当時の国際政治・軍事情勢の変化と密接に関係している」という部分に着目しよう。ここから、主権回復前後の事情を、国際政治・軍事情勢の変化に触れながら述べる必要があるとわかる。「1954年まで」とあるので、1954（昭和29）年の状況についても触れておくこと。

【解答のポイント】

●1950年、朝鮮戦争の勃発 →日本を西側陣営に組み込む必要が強まる＝対日講和を急ぐ

●1951年、サンフランシスコ平和条約調印 →主権回復

同時に、日米安全保障条約の調印 →独立後も、アメリカへの軍事的従属が続く

●1954年、アメリカとMSA協定を結ぶ

→アメリカから経済的・軍事的援助を受ける →自衛隊の発足

（3）資料を利用した問題である。まずは、第1図より、日本の貿易黒字とアメリカの貿易収支悪化を読み取り、その要因を考えよう。国際経済体制の変化については、第2図を参考にしよう。金準備率が低下したアメリカは、ドルを防衛するためにどのような政策を採ったのか、そのアメリカの政策をきっかけに、国際経済体制がどうなったのかを考えたい。

【解答のポイント】

●日本経済：オリンピック景気・いざなぎ景気による高度経済成長 →貿易黒字が続く

→GATT 11 条国への移行（1963）・IMF 8 条国への移行（1964）

OECD加盟（1964）

⇒開放経済体制に移行

●アメリカ経済：ベトナム戦争の軍事費で経済が低迷、貿易収支が悪化

⇒金準備高も低下

⇒ドルの防衛、インフレの抑制を目的に、金とドルの交換を停止

●国際経済体制：変動為替相場制への移行



会員番号		氏 名	
------	--	-----	--